

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第十九条 商工組合中央金庫は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（当該事務の受託者が代理組合等である場合を除く。）には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。</p> <p>一 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しを行う場合（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）における次に掲げる全ての措置</p> <p>イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして主務大臣等が別に定める者（資金の貸付け（商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、主務大臣等が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するための措置</p> <p>ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第十九条 商工組合中央金庫は、現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして主務大臣等が別に定める者（資金の貸付け（商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、主務大臣等が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するとともに、顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置及び顧客が商工組合中央金庫と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。</p>

- ハ 顧客が商工組合中央金庫と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置
- 二 商工組合中央金庫の使用に係る電子情報処理組織と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用して、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて商工組合中央金庫の使用に係る電子情報処理組織に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に商工組合中央金庫が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出しを行う場合（現金自動支払機等受払事務を除く。）における次に掲げる全ての措置
- イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置
- ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置
- ハ 顧客が商工組合中央金庫と当該委託を受けた者その他の者を

誤認することを防止するための適切な措置

ニ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、当該事務の委託を受けた者（へにおいて「受託者」という。）との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置が正当な権限を有しない者によって作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、商工組合中央金庫、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

（届出事項）

第九十条（略）

2・3（略）

4 第一項第三十二号に規定する不祥事件とは、商工組合中央金庫等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は代理組合等若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

（届出事項）

第九十条（略）

2・3（略）

4 第一項第三十二号に規定する不祥事件とは、商工組合中央金庫等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は代理組合等若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

<p>一 商工組合中央金庫の業務又は代理組合等の組合等代理の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為</p> <p>二 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせる)を含む。以下この号において同じ。)のうち、商工組合中央金庫の業務又は代理組合等の組合等代理の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</p> <p>四・五 (略)</p> <p>5 5 7 (略)</p>	<p>一 商工組合中央金庫の業務又は代理組合等における組合等代理の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為</p> <p>二 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせる)を含む。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>5 5 7 (略)</p>
--	---